

令和2年9月8日

第5学年学生
専攻科生 諸君

学生主事

令和2年度後期授業料免除【経過措置】について

このことについて、申請を希望する学生は、下記「1. 免除の対象」のとおり自らが対象となるかを確認の上、学生課学生係で配布する申請書類を受け取り、提出期限までに提出すること。本制度は、「高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免制度」（以下新制度という）の対象外等となる学生が対象となります。新制度については別掲「日本学生支援機構給付奨学生在学採用（二次採用）及び高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免について」を確認すること。また、災害等及び学資負担者の失職等による特別な事情がある場合の授業料免除については、別掲「令和2年度後期授業料免除【災害等による特別な理由及び特別措置】について」を確認すること。

記

1. 免除の対象

令和2年度本科5年生、専攻科生で、経済的理由によって授業料の納付が困難※1であり、かつ、学業優秀※2と認められる者で以下のいずれかに該当する学生

- ・新制度による授業料等の減免の対象外となる学生
- ・新制度による減免認定額と従来の免除制度による免除額に差額が生じる学生

※1 「経済的理由によって授業料の納付が困難」とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別な事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。

※2 「学業優秀」とは、本科5年生、専攻科2年生については、本校が定める標準単位数を修得し、かつ、成績が上位2/3以上であること、あるいは、それと同等と認められることをいいます。また、専攻科1年生については、直前の学期における成績が上位2/3以上であること、あるいは、それと同等と認められることをいいます。ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別な事情がある者については、特例が認められます。なお、修得単位が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者（授業料の免除を受けようとする年度において、同一学年にとどまっている者をいう。）は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象とはなりません。

2. 免除実施額

後期分授業料の全額または半額

3. 提出期限

令和2年10月5日(月)

4. 注意事項

- ・申請書類等に虚偽があったときは、許可を取消す場合があります。
- ・前期に申請していても、選考はそれぞれ各期ごとに行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
- ・前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

以上